

<p><a href="#">115 条の 2</a> 「製造時等検査、性能検査、個別検定又は型式検定の業務(特定業務)に従事する登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関(特定機関)の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、要求し、又は約束したとき、また、これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたとき」</p>	5 年以下の懲役。 後の場合は、7 年以下の懲役
<p>115 条の 2 の 2 項 「特定業務に従事する特定機関の役員又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に関し、請託を受けて賄賂を収受し、要求し、又は約束したときは、役員又は職員になつた場合」 同 3 項 「特定業務に従事する特定機関の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関して、賄賂を収受し、要求し、又は約束したとき」</p>	5 年以下の懲役
<p>115 条の 3 「前条 1 項から 3 項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者」、に処する。</p>	3 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金
<p><a href="#">116 条</a> (両罰規定あり) 「55 条(黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジン等の製造、輸入、使用等)の規定に違反した者」</p>	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金
<p><a href="#">117 条</a> (両罰規定あり) 「37 条 1 項(特定機械等の製造許可)、44 条 1 項(個別検定の受検)、44 条の 2 の 1 項(型式検定の受検)、56 条 1 項(ジクロルベンジジン等の製造許可)、75 条の 8 の 1 項(指定試験機関の秘密保持)、83 条の 3(指定コンサルタント試験機関の秘密保持)、85 条の 3(指定登録機関</p>	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

<p>の秘密保持)、86条2項(コンサルタントの秘密保持)の規定に違反した者」</p>							
<p>118条 「53条(登録製造時等検査機関等の取消し等)、53条の3(登録性能検査機関の取消し等)、54条(登録個別検定登録機関の取消し等)、54条の2(登録型式検定機関の取消し等)、54条の6の2項(検査業者の登録の取消し等)、75条の11の2項(指定試験期間の取消し等)、83条の3(指定コンサルタント試験機関の取消し等)、85条の3(指定登録機関の取消し等)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした機関等の役員又は職員」</p>	<p>1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p>						
<p><b>119条</b> 「次の各号のいずれかに該当する者」(両罰規定あり)</p> <table border="1" data-bbox="252 864 1129 1986"> <tr> <td data-bbox="252 864 300 1697">1</td> <td data-bbox="300 864 1129 1697"> <p>14条(作業主任者の選任)、20条から25条及び25条の2の1項(事業者の講ずべき措置)、30条の3の1項若しくは4項(特定元方事業者の講ずべき措置)、31条1項及び31条の2(注文者の講ずべき措置)、33条1項若しくは2項(機械等貸与者の講ずべき措置)、34条(建築物貸与者の講ずべき措置)35条(重量表示)、38条1項(製造時等検査)、40条1項(特定機械等の使用制限)、42条(譲渡制限)、43条(突起物等の防護措置)、44条6項(個別検定)、44条の2の7項(型式検定)、56条3項若しくは4項(製造の許可)、57条の3の5項及び57条の4の5項(化学物質の有害性の調査等)、59条3項(特別の安全衛生教育)、61条1項(就業制限)、65条1項(作業環境測定)、65条の4(作業時間の制限)、68条(病者の就業禁止)、89条5項(厚生労働大臣審査における学識経験者の秘密保持)、89条の2の2項(労働局長審査における学識経験者の秘密保持)、97条2項(労働者の申告)、104条(健康診断の秘密保持)、108条の2の4項(疫学的調査等)の規定に違反した者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1697 300 1921">2</td> <td data-bbox="300 1697 1129 1921"> <p>43条の2(厚生労働大臣あるいは都道府県労働局長による譲渡制限機械に対する措置)、56条5項(製造の許可)、88条7項(計画等の届出)、98条1項(使用停止命令)、99条1項(作業停止)の規定による命令に違反した者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1921 300 1986">3</td> <td data-bbox="300 1921 1129 1986"> <p>57条1項(ベンゼン等の表示)の規定による表示をせず、若</p> </td> </tr> </table>	1	<p>14条(作業主任者の選任)、20条から25条及び25条の2の1項(事業者の講ずべき措置)、30条の3の1項若しくは4項(特定元方事業者の講ずべき措置)、31条1項及び31条の2(注文者の講ずべき措置)、33条1項若しくは2項(機械等貸与者の講ずべき措置)、34条(建築物貸与者の講ずべき措置)35条(重量表示)、38条1項(製造時等検査)、40条1項(特定機械等の使用制限)、42条(譲渡制限)、43条(突起物等の防護措置)、44条6項(個別検定)、44条の2の7項(型式検定)、56条3項若しくは4項(製造の許可)、57条の3の5項及び57条の4の5項(化学物質の有害性の調査等)、59条3項(特別の安全衛生教育)、61条1項(就業制限)、65条1項(作業環境測定)、65条の4(作業時間の制限)、68条(病者の就業禁止)、89条5項(厚生労働大臣審査における学識経験者の秘密保持)、89条の2の2項(労働局長審査における学識経験者の秘密保持)、97条2項(労働者の申告)、104条(健康診断の秘密保持)、108条の2の4項(疫学的調査等)の規定に違反した者</p>	2	<p>43条の2(厚生労働大臣あるいは都道府県労働局長による譲渡制限機械に対する措置)、56条5項(製造の許可)、88条7項(計画等の届出)、98条1項(使用停止命令)、99条1項(作業停止)の規定による命令に違反した者</p>	3	<p>57条1項(ベンゼン等の表示)の規定による表示をせず、若</p>	<p>6箇月以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>
1	<p>14条(作業主任者の選任)、20条から25条及び25条の2の1項(事業者の講ずべき措置)、30条の3の1項若しくは4項(特定元方事業者の講ずべき措置)、31条1項及び31条の2(注文者の講ずべき措置)、33条1項若しくは2項(機械等貸与者の講ずべき措置)、34条(建築物貸与者の講ずべき措置)35条(重量表示)、38条1項(製造時等検査)、40条1項(特定機械等の使用制限)、42条(譲渡制限)、43条(突起物等の防護措置)、44条6項(個別検定)、44条の2の7項(型式検定)、56条3項若しくは4項(製造の許可)、57条の3の5項及び57条の4の5項(化学物質の有害性の調査等)、59条3項(特別の安全衛生教育)、61条1項(就業制限)、65条1項(作業環境測定)、65条の4(作業時間の制限)、68条(病者の就業禁止)、89条5項(厚生労働大臣審査における学識経験者の秘密保持)、89条の2の2項(労働局長審査における学識経験者の秘密保持)、97条2項(労働者の申告)、104条(健康診断の秘密保持)、108条の2の4項(疫学的調査等)の規定に違反した者</p>						
2	<p>43条の2(厚生労働大臣あるいは都道府県労働局長による譲渡制限機械に対する措置)、56条5項(製造の許可)、88条7項(計画等の届出)、98条1項(使用停止命令)、99条1項(作業停止)の規定による命令に違反した者</p>						
3	<p>57条1項(ベンゼン等の表示)の規定による表示をせず、若</p>						

	しくは虚偽の表示をし、又は文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者	
4	61条4項(就業制限)の規定に基づく厚生労働省令に違反した者	
<u>120条</u> 「次の各号のいずれかに該当する者」(両罰規定あり)		
1	10条1項(総括安全衛生管理者)、11条1項(安全管理者)、12条1項(衛生管理者)、13条1項(産業医)、15条1項、3項、4項(統括安全衛生責任者)、15条の2の1項(元方安全衛生管理者)、16条1項(安全衛生責任者)、17条1項(安全委員会)、18条1項(衛生委員会)、25条の2の2項(救護に関する措置)、 <b>26条(労働者の遵守義務)</b> 、30条の1項若しくは4項(特定元方事業者の講ずべき措置)、30条の2の1項もしくは4項(数次の請負の特定元方事業者の講ずべき措置)、32条1項から6項(請負人の講ずべき措置)、33条3項(機械等貸与者の講ずべき措置)、40条2項(使用等の制限)、44条5項(個別検定)、44条の2の6項(型式検定)、45条1項若しくは2項(定期自主検査)、57条の3の1項(化学物質の有害性の調査等)、59条1項(雇入れ時安全衛生教育)、同2項(作業内容変更時の安全衛生教育)、61条2項(就業制限)、66条1項から3項(健康診断)、66条の3(健康診断結果の記録)、66条の6(健康診断結果の通知)、87条6項(コンサルタントの名称使用)、88条1項若しくは3項から5項(計画の届出)、101条1項(法令等の周知)、103条1項(書類の保存)の規定に違反した者	50万円以下の罰金
2	11条2項(安全管理者の増員・減員)、12条2項(衛生管理者の増員・減員)、15条の2の2項(元方安全衛生管理者の増員・減員)、57条の4の1項(化学物質の調査の報告)、65条5項(作業環境測定)、66条4項(臨時の健康診断の実施)、98条2項又は99条2項(使用停止命令等)の規定による命令又は指示に違反した者	
3	44条4項(個別検定合格証)、44条の2の5項(型式検定の合格証)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者	

4	<p>91条1項若しくは2項(労働基準監督官)、94条1項(産業安全専門官及び労働衛生専門官)、96条1項、2項若しくは4項(厚生労働大臣命令による職員の立入り検査等)の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	
5	<p>100条1項または3項(厚生労働大臣、都道府県労働局長等の命令)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者</p>	
6	<p>103条3項(コンサルタントの書類の保存)の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした者</p>	
<p>121条「次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機関等の役員又は職員」</p>		50万円以下の罰金
1	<p>49条(登録製造時等検査機関等の休廃止の届)、53条の3(登録性能検査機関の休廃止の届)、54条(登録個別検定登録機関の休廃止の届)、54条の2(登録型式検定機関の休廃止の届)、77条3項(登録教習機関の休廃止の届)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき</p>	
2	<p>75条の10(指定試験機関の試験事務の休廃止の届)、83条の3(労働衛生コンサルタント試験事務の休廃止の届)、85条の3(指定登録機関登録事務の休廃止の届)の許可を受けないで試験事務若しくはコンサルタント試験事務等の全部又は登録事務を廃止したとき。</p>	
3	<p>96条3項(厚生労働大臣又は労働局長の各機関への立ち入り検査等)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p>	
4	<p>100条2項(厚生労働大臣又は労働局長への各機関からの報告等)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。</p>	

5	103条2項(各機関等の書類の保存)規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたときも	
<p><b><u>122条(両罰規定)</u></b></p> <p>「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、<a href="#">116条</a>、<a href="#">117条</a>、<a href="#">119条</a>又は<a href="#">120条</a>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する」</p>		